

くまもと県民発電所の概要

1 背景

平成24年7月、国により再生可能エネルギーの固定価格買取制度が導入され、県民は、電気代の一部として再エネ等賦課金を負担している。県内でも太陽光発電を中心に再生可能エネルギーの導入が加速しているが、県内に降り注ぐ太陽光を利用したそれらの大規模太陽光発電事業の多くを県外資本に頼っている状況。



熊本の豊かな恵みを県民が享受する仕組み構築を目指した「くまもと県民発電所構想」

2 くまもと県民発電所のコンセプト（県民による、県民のための発電所）

「県民による」とは

- ① 県内事業者が再生可能エネルギー事業に参画
- ② 県民や地域が地域活性化やまちづくりの観点から事業に広く関わる
- ③ 県民から資金を募り事業を行う（県民が資金面で参画）
- ④ 県内の自然エネルギー（恵み）を活用して、県内で事業を実施

「県民のための」とは

- ① 県民発電所の趣旨に賛同し、資金を拠出した県民等に利益還元
- ② 県民発電所の地元等に収益の一部を地域貢献のため還元
- ③ 県民発電所事業を契機とした地域の活性化、環境整備、人材育成
- ④ 地域のより良い将来に向けて、持続可能な分散型電源を県内各地に確保

3 くまもと県民発電所の要件

① 事業主体の要件

- ・ 地場企業、県内で活動する団体、地方公共団体及びこれらが主体となった県外企業との連合体等、**熊本県内に事業等の拠点を置く事業主体**

② 資金調達方法の要件

- ・ 県民が参画できる資金調達が示されていること
- ・ 事業主体が多様な資金調達方法の中から、県民が参画できる資金調達方法を選択（考えられる資金調達方法例）寄付、匿名組合契約、私募債、等
- ・ 県民発電所に資金を拠出した県民等に対する相応の利益還元

③ 地域への利益還元の要件

基本的には次のような地域貢献策が盛り込まれていること。

- ・ 発電事業利益の一部を地元還元する仕組みの構築。
- ・ 発電所の建設工事及び操業に伴う役務、資材物資については、できる限り地元から優先して調達。
- ・ 発電事業を契機に地元の活性化、環境整備、人材育成等、地域振興に資する取り組みの構築。

④ 県が設置する認証機関による認証

- ①～③についての要件を満たしている場合に、県民発電所として認証を行う。

4 くまもと県民発電所のイメージ図

